(九)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三〇年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる土地の所有者の範囲等の細目規定を廃止することとした。（旧附則第一二条の五関係）

(一〇)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる家屋の細目規定等を廃止することとした。（旧附則第一二条の五関係）

(一一)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目規定等を廃止することとした。（旧附則第一二条の五関係）

(一二)　令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる家屋の細目規定等を定めることとした。（附則第一二条の四関係）

(一三)　令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目等を定めることとした。（附則第一二条の二関係）

9　軽自動車税

締約国軍隊が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに係る軽自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定の細目を定めることとした。（第五二条の一九の二関係）

10　事業所税

社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置について、その対象に乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第五六条の二六の五関係）

11　国民健康保険税

(一)　基礎課税額に係る課税限度額を六六万円（改正前六五万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を二六万円（改正前二四万円）に引き上げることとした。（第五六条の八八の二関係）

(二)　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を三〇万五、〇〇〇円（改正前二九万五、〇〇〇円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を五六万円（改正前五四万五、〇〇〇円）に引き上げることとした。（第五六条の八九関係）

12　その他

二〇二七年国際園芸博覧会の開催に伴い、二〇二七年国際園芸博覧会の参加国等、参加国等の代表等、参加者、博覧会協会等に対する税制上の所要の措置を講ずることとした。（附則第四〇条関係）

二　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三一年政令第一〇七号）の一部改正関係

国又は地方公共団体が博覧会協会に無償で貸し付け、又は使用させている土地で、二〇二七年国際園芸博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するもの又は当該博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供するものについて、市町村交付金の交付対象から除外することとした。（附則第九項関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（財務省）

一　所得税法施行令の一部改正関係

1　ひとり親が有することとされるその者と生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等の要件を五八万円以下（改正前四八万円以下）に引き上げることとした。（所得税法施行令第一一条の二及び第二〇五条関係）

2　通算法人が分割型分割により通算子法人の株式等の移転をした場合又は適格株式分配に該当しない株式分配により通算子法人の株式等をその株主に交付をした場合の配当等とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額について、当該分割型分割又は株式分配の直前のその通算子法人の株式等の帳簿価額を前期期末時において当該通算子法人の有する資産及び負債の帳簿価額等を基礎として計算した当該通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額とする等の見直しを行うこととした。（所得税法施行令第六一条関係）

3　その年の前年以前九年内に確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた場合（令和八年一月一日以後に当該一時金の支払を受けた場合に限る。）を退職所得控除額の計算の特例の対象とすることとした。（所得税法施行令第七〇条関係）

4　国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金を加えることとした。（所得税法施行令第八九条関係）

5　特定受益証券発行信託の受益権に係る元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合のその受益権の取得価額の計算方法等について定めることとした。（所得税法施行令第一一四条関係）

6　減価償却制度について、次の見直しを行うこととした。

(一)　リース資産（当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年四月一日以後に締結されたものに限る。）の減価償却について、リース期間定額法の計算の基礎となる取得価額から残価保証額を控除しないこととし、一円まで償却できることとする。（所得税法施行令第一二〇条の二及び第一三四条関係）

(二)　所有権移転外リース取引について、目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利に係る要件を、目的資産を買い取る権利が行使されることが確実であると見込まれるものであることとする。（所得税法施行令第一二〇条の二関係）

7　受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算について、特定法人課税信託の要件における特定株式の発行法人の役員等と特殊の関係のある個人及び法人の範囲等を定めることとした。（所得税法施行令第一九七条の三関係）

8　他の者が、特定親族特別控除の適用を受けようとする居住者を、給与所得者の扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象親族（特定親族に限る。）として給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の規定の適用を受けている場合（当該他の者が、その年分の所得税につき、確定申告書の提出をし、又は決定を受けた者等である場合を除く。）には、その居住者は、確定申告において特定親族特別控除の適用を受けることができないこととした。（所得税法施行令第二一七条の三関係）